広報伊方町

発行人 愛媛県西宇和郡 伊方町
編集 伊方町町民室
印刷所 尾上印刷所 八幡浜市天神通 電話④0091番

晴れて小学中学一年生

みんなで楽しく勉強を

町内各小中学校の入学式が四月八日、桜花らんまんの好季節のもとで挙行されました。

待ちに待ったこの日、お母さんに手をとられ小さな胸をときめかせながら校門をくぐる小学一年生。いたずらっぽい顔、人なつこい顔—みんな健康そう。

いよいよ義務教育の第一歩をふみだしたわけです。これからはお友達といっしょに勉強や運動ができます、毎日おにいさんやおねえさんと元気よく通学してください。

また小学校課程を無事に終え、六年生の時にくらべよりたくましさを感じる中学一年生。

中学校は小学校時代にくらべ小さいことまでいちいち先生が手をとるようにしては教えてはもらえません。

中学校は自分で勉強するところです、ことにこの中学校は勉強のペースが早いです。仕上げ時期でもあり、いいかえれば一般には、一人前の日本国民として社会に乗りだすための最後の準備期間でもあります。

将来社会人として立派に生活する基礎をつくるために、小学校も中学校も日本国民として受けなければならない義務教育です。

ことしは明治百年、この記念すべき年に入学されたみなさん、一生懸命勉強してすこやかなよい子供に成長してください。

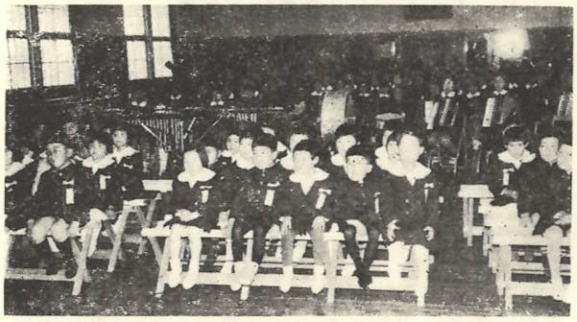

お母さん、お兄さん、お姉さん達に見守れ真剣な表情で校長先生のお話に耳をかたむける小学一年生（伊方小学校の入学式）

春の全国交通安全運動

五月十一日～二十日までの十日間

◎交通事故防止は正しい交通ルールで

「第18回自醸酒品評会」

優勝は〝友白髪〟

西宇和郡杜氏組合主催の第18回自醸酒品評会は、去る四月八・九・十日の三日間役場会議室に於いて開かれました。

冬季の寒食吹くなかで、各杜氏さんが腕によりをかけて造った原酒二七四点が出品され日本酒独得の持ち味、香気のよさを競いました。

この品評会の審査員には、高松国税局増田義実、梅田紀彦両鑑定官、愛媛県酒造連合会平岡満一、川本政安の両氏、計四名の審査員によって厳正中立な立場で審査され、その結果、井上道孝氏（中浦）の自醸酒〝友白髪〟（醸造元香川県鎌田酒造有限KK）が晴れの優勝に輝き、優勝旗並びに賞状が授与されました。

審査長の鎌田鑑定官は、品評会講評として

「年々自醸酒の技術は向上しており、審査する上に苦心いたしました。このことは杜氏のみなさんの旺盛な研究心の賜ものと深く敬意を表します。

今後の問題としては、出品技術に問題がありもう少し研究してほしい」と語られました。

今後もより一層技術に磨きをかけ酒造水準向上にはげまれ、古い伝統と技術を誇る伊方杜氏の名声をますます高めてほしいものです。

品評会の一位から三位までの成績はつぎのとおりですが、このほかに優等酒として四十八点が選ばれました。

成績酒銘杜氏氏名

優等一位　友白髪　井上道孝（中浦）
〃二位　川亀　阿部一幸（亀浦）
〃三位　亀の齢　大沼和明（亀浦）

また、唎酒のコンクールも同時に行なわれつぎの方々が入賞されました。

一等　阿部吉雄（川永田）
二等　泉信吉（大浜）
三等　上田英男（大浜）

きき酒会風景

国民年金に—加入しましょう—

国民年金という言葉をご存知ですか。七十歳以上のお年寄りや身体障害者が受けている福祉年金も国民年金の一つです。ただ、福祉年金は、保険料を納める期間がなかった人に出ているもので、国民年金の中心は老後、けが、病気、死亡などに備えて月づき保険料を納める拠出年金です。

会社や工場に勤める人には、厚生年金、船員には船員保険、公務員には共済組合があって毎月の給料から保険料を納め、老後、けが、病気あるいは死亡の際の所得保障を目ざしています。

国民年金は、農業や漁業に従事する人、商店の経営者や従業員あるいは無職の人まで含めて、いまるなり免除を受けていませんと年たあらゆる人たちの年金制度で老令年金を受けるためには、二十五年という長い期間が必要ですし、また、途中で事故にあったときにも、加入はもちろん保険料を納めるなり免除を受けていませんと年金は受けられませんので、また加入届の用紙、免除の申請書とも役場にあり、受付もしております。なお、くわしいことは役場の保険課へおたずねください。

入していない人は、早く届け出をしてください。

これでおわかりのように、国民年金の対象は非常に広いため、まだ少し加入もれとなっている人が、六十五歳から国民年金の十四歳まで一カ月二〇〇円、三十五歳から一カ月二五〇円となっています。

国民年金の保険料は、現在、三十五歳から一カ月二五〇円となっていますが、経済的な理由によって保険料が免除されるしくみもありますので、ご遠慮なく申し出てください。

国保加入の皆さんにお願い

国民健康保険被保険者のみなさん、国民健康保険はみなさんの保健向上に寄与する目的で国の施策によって設置されたもので国民健康保険はあなたたちのものであり、その事業の健全な運営はみなさんの日頃の心掛けによってすばらしく向上して行きます。

保険税が高いとの声をしばしば聞きますが昭和三十二年四月に伊方町国民健康保険事業が発足してから昭和四十二年三月までの十カ年間みなさんが納付した保険税は総額六二、九九六千円、役場が医療機関に支払った療養費総額一億五二、一五一千円で保険税に対し医療費の支払額が約二、四倍で次表の昭和四十二年度対昭和四十三年度見込額から見ても保険税は決して高くないと思います。

年々増加している医療給付費は現在、毎月四〇〇万円以上となっています。

尚いかにすれば保険税が少なくなるか考えて見ますと、

(一) みなさんが健康に留意され身体に変調きたした場合は早期診断を実行すること。

(二) 保健所その他が実施する各種検診を進んで受けて常に自分の体の状態をよく知っておいて、その状態に応じた作業や生活をすること。

(三) 一つの病気で流言飛言に迷って転々と医者をかえず転医する場合は主治医に相談して転医すること。

(四) 保険税は納期限内に必ず納めること。

(五) 被保険者証は大切に保管し人員の異動は十四日以内に届出し毎年四月一日現在で検認または交付した正しい保険証を持って保険医で受診すること。

以上の点に留意していただくことにおいて多少なりとも保険税が安くなり、みなさんの伊方町国民健康保険事業がますます発展向上して行くようご協力をお願いします。

（役場保険係）

昭和43年度保険税見込額23,741千円
世帯数 1,880戸
〃 医療費支払見込額57,821千円
被保険者数 7,500人

	昭和42年度	昭和43年度	前年対比
保険税 1人当り	円 2,990	円 3,165	% 105.8
〃 1世帯当り	11,994	12,629	105.3
療養費支払 1人当り	6,461	7,709	118.1
〃 1世帯当り	25,916	30,755	118.6

上表のように保険税は療養費町負担額の約四十一%で、保険税が滞納になると国の補助率がさがるばかり月々の支払資金の借入れをしなければならなくその利息も加算され保険税が上る理由となります。

町の国民健康保険運営委員決まる

町の国民健康保険運営委員は昭和四十三年四月一日任期満了につき、つぎの九名の方々が町長より委嘱され選任されました。

（敬称略）

公益代表
　塀尾寧（田之浦）
　渡辺高十郎（小中浦）
　茅田五郎（加周）

医師代表
　栗田龍彦（川永田）
　小川文一郎（湊浦）
　野沢義久（湊浦）

被保険者代表
　菊池八三郎（畑）
　岡野喜代太郎（川永田）
　矢野吉衛（大浜）

七月から郵便番号制

七月一日からみなさんが差し出される郵便物には郵便番号を記入しなければならないことになりました。

郵便物を早く能率的に届けるために機械（自動読取区分機）によって処理され郵便配達のスピードアップがなされるためです。

すべての郵便物には受け取り人の住所氏名のほか、郵便物の右上部の赤い記入わくの中にアラビア数字で配達局の番号をペン、万年筆、ボールペンなどではっきりと記入することになります。

そこで全国配達局の番号簿が必要ですが一般家庭へは近く配付される予定です。

また郵便物をだす場合、住居地の局番号を記入しておけば受取った人はいちい番号簿を調べなくても差出人の番号を見て書けばよく、便利です。今からそのように心掛けてください。

封筒などを印刷する場合とか、くわしい点は伊方・町見両郵便局でおたずねください。

伊方町内各郵便局の番号は、つぎのとおりです。

伊方局　796—03
町見局　796—04

二等陸海空士 自衛官募集

◎資格＝中学校卒業程度の学力を有する18歳～25歳未満の男子、身長一五五㎝、胸囲77㎝、体重47㎏、視力0・6以上

◎待遇＝衣食住無料で初任給が一カ月一五、一〇〇円です。（衣食住を給与に換算すれば実質給与は二万五千円以上となります）

◎募集＝年間を通じて常時募集を行なっています。

◎その他＝自衛隊に入隊すれば約四〇～五〇種の技術（国家試験免許）の種類があり、自分の特性に応じて身につく技術がえらばれます。

くわしいことは役場町民室、または、八幡浜市役所内自衛隊駐在員へご相談ください。

たばこは町内で買いましょう

町内の台所へ入ってくることしの消費税は約555万円予算ことばされています。

干害の恒久対策

補助 融資 で畑地かんがい事業を

昨年は史上最高の大干ばつに見舞われ町内全域の柑橘園では甚大な被害を受けその爪跡は、いまもなお残っています。

毎年夏がくると決っての干ばつ被害ノ、もう十年近くも連続災害救助を受けておりますが夏の日照りはつきもので・日照りに不作なし・ともいわれながら諦めていたのが、これまでの考え方でした。

それが科学の力、特にエスロンパイプの出現によって畑にも水をえあれば干ばつの被害を喰止めることができるようになったことは農家のみなさんがすでに身をもって体験済のとおりです。

水は文明のバロメーターともいわれ水の需要は農業用水にも今後ますます利用が増加することは、必至であります。

そのため水資源の開発、確保は今後の大きな課題となっていますがいざ水資源を開発するにしても大規模なものには、多額の財源を必要とするので国の援助にたよらなければならず実現には相当の歳月を要します。また当町のような

(1) 融資の条件

農林漁業資金　この資金は受益者負担の八割融資で借りることができます。

利息＝年分五厘　償還期間＝二十五年　据置期間＝五年

[二] 融資単独事業

この事業の利用は少人数で水の少ない地域でも利用することができる利点があり条件としては、

(イ) 二人以上の団体

(ロ) 受益面積五ヘクタール以下（一ヘクタールでやよい）

(ハ) 農林漁業資金

(ニ) 借入額　総事業費の八割額

(ホ) 利息＝三分五厘

償還期間＝二十五年

据置期間＝五年

以上のように有利にできていますがいずれを申込んでもすぐに利用できませんので早目に申込みを行ない割当を受ける必要があります。さて、農家のみなさん経営の向上と乏しい水の活用を充分検討されて、造成完備にあたられ一日も早く干ばつの悩みを解消してください。

[一] 補助と融資の二本立

(イ) 事業の名称　団体営畑地かんがい

(ロ) 事業主体　団体営

(ハ) 実施範囲　樹園地、普通畑

(ニ) 費用の負担割合

国と県補助四割ノ五割（果樹の場合は樹令により算出されるが最低四割）

(ホ) 受益面積　一団地十ヘクタール以上

(ヘ) 地元負担

補助の残りが受益者の負担となりますがつぎの融資があるので利用すれば有利です。

(イ) 借入額　総事業費の八割額

(ロ) 利息＝三分五厘

償還期間＝二十五年

据置期間＝五年

◎融資のみの事業（融資単独事業）

この二種類があり内容はつぎのとおりです。

[二] 補助と融資の二本立

(イ) 事業の名称　団体営畑地かんがい

(ロ) 事業主体　団体営

(ハ) 実施範囲　樹園地、普通畑

(ニ) 費用の負担割合

国と県補助四割ノ五割（果樹の場合は樹令により算出されるが最低四割）

(ホ) 受益面積　一団地十ヘクタール以上

(ヘ) 地元負担

補助の残りが受益者の負担となりますがつぎの融資があるので利用すれば有利です。

(イ) 借入額　総事業費の八割額

(ロ) 利息＝三分五厘

償還期間＝二十五年

据置期間＝五年

◎補助と融資の二本立事業（団体営畑地かんがい事業）

畑地造成事業（畑地造成）を紹介しますので流水や地下水に恵まれた地域はこの事業を利用してください。

郷土の文化財めぐり

五輪塔

（有形文化財）

所在地　伊方町湊浦一九六六番地

所有者　妙楽寺　佐々木弘融

墓をつくって、死者を手厚く葬る風習は、古墳時代（四ノ六世紀）から行なわれてきたが、そこに墓碑を建てるようになったのはいつの頃か、はっきりしない。

現在のような石塔は、元禄時代（一七世紀末）から造られたしたものであって、五輪の塔は、それ以前の平安時代初期（九世紀）の五輪の塔は、それ

墓地は、古墳時代（四ノ六世紀）から行なわれてきたが、そこの間に埋んと建立されたした。

塔の形は下から順に方形（地輪）・円形（水輪）・三角形（火輪）・半月形（風輪）・団形（空輪）の五形で塗られ、各輪にからそのうち蘇民岩盤一メートル程の四基は、宝暦年間（一八世紀の中頃から造られ、供養塔として建て

られていたが、同時代の後期から墓碑に転用されるようになり、鎌倉ノ南北朝時代（一二ノ一四世紀）には、武将の門閥・財閥などの間に流んと建立されたした。

塔の形は下から順に方形（地輪）・円形（水輪）・三角形（火輪）・半月形（風輪）・団形（空輪）の五形で塗られ、各輪にからそのうち蘇民岩盤一メートル程の四基は、宝暦年間（一八世紀の中頃から造られ、供養塔として建て

は時代と共にこつり変わったが、江戸時代の定型的なものは図のとおりであり、現代の木製卒塔婆の上部は五輪の輪郭でつくられている。

この五輪の塔八基のうち花崗岩製の大型二基は、原形をとどめ町内の代表的優れた石路美術の遺品で、右は慶長九年（一六〇四年＝江戸開幕の翌年）二月八日に、妙楽寺を開基した並氏の末流佐々木六郎左衛門財部義行（一六三六年寂）と左はタノ（一六六二年寂）の墓碑であり、歴史的な明確さにおいて本町で最も古い。小型の六基は銘文や由緒も不明だが、

印鑑証明のとりかた

必ず本人がおいでください

印鑑証明は公正証書の作成、不動産登記、個人の預取引などに使われる大切なものです。

経済の発展とともに年々その使用度は増加しており、昭和四十二年度中に伊方町では四、三〇〇通の印鑑証明が使用されております。

それでは、印鑑証明のとりかたについて述べてみますと

◇印鑑登録

一、印鑑登録は町内に住所（住民登録）をおいている二十歳以上の方は誰でもできます。

印鑑を登録することにより実印となり、印鑑証明がとれます。

二、あらたに印鑑を登録するとき登録した印鑑をかえるときは、保証人一名の実印を連署のうえ本人が出頭して申請しなければなりません。

三、印鑑は登録に適したものをお持ちください、例えば三文印、輪かくが欠損している印、または「みとめ印」でも、他の人の実印と同じような印鑑などは登録できません。

◇印鑑証明

一、印鑑証明は必要なとき必要枚数だけをとるようにしてください。みだりに実印を他人に貸すことは事故のもとです。

二、印鑑証明の申請も登録と同様本人みずから実印を持参のうえ出頭してください。

◎証明料は一通につき五〇円。

◇委任状

木人がわむを得ず出頭できないときは、代理人によって、印鑑の登録及び証明を申請することができます。

委任状には二〇円の収入印紙を付貼しないと法により罰せられますから、代理人による申請の場合は必らず印紙を貼付してください。

印鑑証明をとるとき本人が出頭することは、事故防止とあわせて経済的でもあります。

印鑑証明交付申請書

昭和　年・月・日

伊方町長殿

1 窓口にこられた（申請人）あなた　住所　伊方町　番地　氏名　㊞

次の者の印鑑証明書（　）通の交付を申請します

2 証明のほしい人　住所　伊方町　番地　氏名　生年月日　明・大・昭　年　月　日　登録印鑑

3 委任状　私の印鑑証明の交付申請を（住所）伊方町　番地　（氏名）　に委任します　㊞　収入印紙 20円

この申請書は役場にあります。

お礼

三重県上野市丸之内上野保健所に勤務されている宇都宮喜美栄さん（湊浦出身）より八三五円、愛知県愛知郡日進町大字本郷八四八にお住いの小塚丸一氏（豊之浦出身）より一千円、それぞれ広報編集の費用にとご寄付いただきました。紙上より厚くお礼申し上げますとともに、ご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

人

昭和43年3月末現在
世帯数2,491戸

人口　10,402人　男 4,994人　女 5,408人

婚姻

昭和45年2月1日～2月29日

出生

昭和45年2月1日～2月29日

死亡

昭和45年2月1日～2月29日

婚姻

昭和45年3月1日～3月31日

出生

昭和45年3月1日～3月31日

死亡

昭和45年3月1日～3月31日

【おわび】

先月号（第94号）の広報の四面で二月出生者氏名のうち

門田一成　三女　文香
武田善男　二女　陽子

と掲載しましたが、誤りにつきつぎのとおり訂正しておわびいたします。

門田一成　三女　淳子
武田善男　二女　美千代